

特定非営利活動法人 いぬねこ守り手ネットワーク 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人いぬねこ守り手ネットワークと称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都町田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、動物愛護及び動物福祉の理念に基づき、飼い主のいない犬猫の保護活動を行う個人及び団体への支援、適正管理及び譲渡促進、動物福祉に関する教育・啓発活動並びに寄付・支援基盤の構築に関する事業を行い、支援の循環と地域連携を通じて人と動物が共に幸せに生きられる社会を創出することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 飼い主のいない犬猫の保護活動を行う個人・団体への支援事業
- (2) 動物保護に関するオンライン募金・寄付システムの企画・運営事業
- (3) 飼い主のいない猫に関する不妊・去勢手術（TNR）・適正管理および環境整備事業
- (4) 動物保護や適正飼育に関するボランティア人材のスキル習得支援及び育成事業
- (5) ペット防災に関する啓発セミナー等の企画・運営事業
- (6) 動物の救護・保護及び里親探しに関する保護・譲渡促進事業
- (7) 飼い主とペットの終生飼育及びペット終活に関する普及啓発・相談支援事業
- (8) 次世代への動物愛護精神の醸成、命の教育及び地域住民との交流・相談支援に関する普及啓発事業
- (9) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物品販売事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した、総会での議決権を持つ個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人又は団体
- (3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、ボランティアとして各種活動に協力していただけの個人
- (4) 利用会員 この法人の目的に賛同し登録した、この法人から支援を受ける個人または団体

(入 会)

第 7 条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会を希望するものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
 - (2) 本人の死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
 - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
 - (4) 除名されたとき
- 2 利用会員の資格喪失については、別に定めることとする。

(退 会)

第 10 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な理由があるとき
- 2 利用会員の除名については別に定めることとする。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、理由の如何を問わず返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事、1名以上2名以内を副代表理事とする。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事および副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠として選任された役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
- (2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与なければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 5 章 会 議

(種 別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権限)

第 22 条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 資産の管理の方法
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度に 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(総会の招集)

第 24 条 総会は、第 25 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 24 条第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名した正社員がこれにあたる。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第31条 理事会は、この定款で定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) 役員職務に関する事項
- (5) 事務局の組織及び運営

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事が理事会を招集する。
- 3 代表理事は、第31条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の規定の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

第 6 章 資 産

(構 成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区 分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(管 理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

第 7 章 会 計

(原 則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(区 分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、かつ総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の自由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑 則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 河底 有花

副代表理事 中野 利恵

理事 赤松 眞樹

理事 中川 幸恵

監事 齋藤 隆浩

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 9 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員
個人又は団体 入会金 0 円 年会費 1,000 円

(2) 賛助会員会費

個人	入会金 0円	年会費 1口 3,000円
団体	入会金 0円	年会費 1口 3,000円
法人	入会金 0円	年会費 1口 5,000円

(3) ボランティア会員 入会金 0円 年会費 500円

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人いぬねこ守り手ネットワーク

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名			
1	理事・監事	カワソコ ユカ		有・無	代表理事
		河底 有花			
2	理事・監事	ナカノ リエ		有・無	副代表理事
		中野 利恵			
3	理事・監事	アカマツ マキ		有・無	理事
		赤松 眞樹			
4	理事・監事	ナカガワ ユキエ		有・無	理事
		中川 幸恵			
5	理事・監事	サイトウ タカヒロ		有・無	監事
		齋藤 隆浩			
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

特定非営利活動法人いぬねこ守り手ネットワーク

設立趣旨書

1. 趣旨

近年、飼い主の高齢化や生活困窮、単身世帯の増加などにより、犬猫などペットの飼育継続が困難となるケースが増加しています。また、地域では飼い主のいない猫が繁殖を繰り返し、命の連鎖が止まらない現状もあります。これを防ぐため、地域の保護犬猫団体や、個人の保護ボランティアが自費で野良猫のTNR（捕獲・避妊去勢手術・リターン）や、飼い主のいない犬猫の保護活動を行いながら、懸命に地域環境の改善と命の尊重に努めています。

しかしながら、こうした活動は継続的な支援を受けにくく、資金や人手の不足、孤立による精神的負担などにより、活動の継続が難しくなるケースも多く見られます。「飼い主のいない犬猫問題」の解決は一朝一夕ではなく、行政・地域住民・保護ボランティアがそれぞれの立場で協力し合う仕組みづくりが不可欠です。

私たちは、この現状を変えるため、「支援の届く仕組み」を整え、地域全体で「飼い主のいない犬猫」の命を守るネットワークを築くことを目的として本法人を設立しました。

具体的には、保護活動者への支援、情報共有、人材育成を通じて、孤立する活動者を支える体制を整備していきます。また、ペット防災やペット終活などの啓発を進め、「人と動物が安全に、幸せに暮らせる社会」の実現を目指します。

多くの皆さまに見守っていただきながら、支援の輪を共につないでいけたら幸いです。

2. 申請に至るまでの経緯

2025年 8月 29日

本法人は、地域で保護活動を続けてきた代表理事の河底の呼びかけに共感し、孤立しがちな保護活動者を繋ぎ、支え合える仕組みをつくりたい、そして飼い主のいない犬猫をゼロにしたい、という共通の強い願いを抱く仲間たちによって設立されました。

これまでは、支援事業、啓発セミナー、ペット防災、そして私たち自身も保護・譲渡活動を行ってきましたが、活動を続ける中で、行政・企業・地域との連携の重要性を強く感じ、より、継続的かつ公平な支援を実現するため法人格の取得を決意し、今回の申請をするに至りました。

2025年 8月 29日

特定非営利活動法人いぬねこ守り手ネットワーク
設立代表者

住所

氏名 河底 有花

令和8年度

事業計画書

法人成立の日から令和9年度3月31日まで

特定非営利活動法人いぬねこ守り手ネットワーク

1 事業実施の方針

本法人は「支援の循環と地域連携によって、人と動物が共に幸せに生きられる社会を実現する」という理念のもと、設立初年度となる令和8年度においては、地域における動物福祉の課題解決と支援体制の基盤づくりを重点的に進め、次年度以降の本格的な事業展開に備えることを方針とする。

具体的には、飼い主のいない犬猫の保護や譲渡に関わる個人・団体を支援し、地域・行政・企業と連携した持続可能な活動体制の構築を目指す。また、ペット防災や適正飼育に関する啓発を行い、市民が命と暮らしを守る意識を高める機会をつくる。なお、本法人自らも飼い主のいない猫の保護及び譲渡を実施し、現場で得た知見を今後の支援や啓発活動に活かしていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1,880】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
① 飼い主のいない犬猫の保護活動を行う個人・団体への支援事業	<ul style="list-style-type: none">・飼い主のいない犬猫の保護や譲渡活動を行う個人及び団体に対し、金銭的・物的・人的な支援を行う。・現場の負担軽減と活動の継続を支える。・行政や企業、市民との連携を強化し、地域全体で保護活動を支える仕組みづくりを推進する。	通年	東京都および近隣県	3名	保護活動者 地域住民 保護動物	4組 8名程	475
② 動物保護に関するオンライン募金・寄付システムの企画・運営事業	<ul style="list-style-type: none">・インターネットを活用した寄付・募金の仕組みを運営し、市民や企業からの支援を募る。・公式サイトやSNSにて活動報告を行い、寄付の目的や用途を明確にすることで、透明性の高い支援の循環を広げ、継続的な支援基盤を構築する。	通年	オンライン上	3名	保護活動者	4組 8名程	150

<p>③ 飼いに 関する 不妊・ 去勢 手術 (TNR) の 適正 管理 及び 環境 整備 事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飼主のいない猫の不妊・去勢手術 (TNR) 支援を中心とする。 ・行政、地域、保護活動者等と連携して地域猫の適正管理と啓発活動を行い、人と地域猫が共に暮らせる地域環境づくりを推進する。 	<p>通年</p>	<p>町田市内</p>	<p>3名</p>	<p>地域住民 当該猫</p>	<p>15名程</p>	<p>75</p>
<p>④ 動物 保護 や 適正 飼育 に 関係 する 教材 の 作成 や 配布 事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動物保護や適正飼育に関する知識・技術を持つボランティア人材の育成を目的とする。 ・基礎講習会や実践的な研修を実施する。 ・地域の保護活動者や行政との連携を通じて、人材の定着を図る。 ・災害時の動物救護保護活動にも対応できる人材の育成を目指す。 	<p>随時</p>	<p>オンライン 上</p>	<p>2名</p>	<p>動物保護 や 適正 飼育 に 関係 する 個人</p>	<p>10名程</p>	<p>30</p>
<p>⑤ ペット の 防災 意識 向上 の 啓発 事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時のペットの安全確保と飼主の防災意識向上を目的とする。 ・セミナーやワークショップ、勉強ツアーなどを開催する。 ・行政や専門家とも連携し、学ぶ機会を提供する。 ・地域イベントに参加し子どもから大人まで防災を体験的に学ぶ場をつくる。 	<p>年10回</p>	<p>東京都 および 近隣県</p>	<p>3名</p>	<p>防災や ペット の 防災 意識 向上 の 啓発 者</p>	<p>300名</p>	<p>175</p>

<p>⑥ 動物の救護・保護及び探す・譲渡促進事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本法人が主体となって保護猫の引き取り、健康管理、譲渡会への参加などを実施し、譲渡につなげる。 	<p>随時</p>	<p>東京都および近隣県</p>	<p>8名</p>	<p>飼い主のいない猫と人および当該動物</p>	<p>15名</p>	<p>555</p>
<p>⑦ 飼い主とのペットの終生及びトに関する啓発事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の高齢化や生活環境の変化に備え、ペットの終生飼育と終活に関する啓発や相談支援を行う。 ・セミナーや交流会を通じて、引き継ぎ先や支援機関へのつながりを促し命を安心して託せる環境づくりを進める。 	<p>年3回</p>	<p>東京都および近隣県 町田市 内公共施設・協働団体施設等</p>	<p>3名</p>	<p>単身世帯の終活に トに関する 飼育者</p>	<p>60名</p>	<p>370</p>
<p>⑧ 次世代への動物愛護精神の醸成及び地域の交流支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護の理念及び命の尊重に関する理解を深めることを目的とする。 ・教育的視点に基づく講座や体験学習及び啓発活動を実施する。 ・地域イベントなどで命の大切さを学ぶワークショップを実施する。 ・教育機関、行政、関連団体と連携し、動物愛護精神の醸成及び共生意識の向上を図る。 	<p>通年</p>	<p>東京都および近隣県 町田市 内公共施設・スターバックス・ネコサポなど</p>	<p>2名</p>	<p>子ども・地域住民</p>	<p>150</p>	<p>50</p>

(2) その他の事業

(事業費の総費用【100】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
① 物品販売事業	<p>・ペット防災やペット終活など、当法人の目的に関連する啓発・支援活動の一環として、関連グッズや啓発物品の企画、制作、販売を行う。</p> <p>・販売収益は、当該事業に必要な制作費・販売経費を差し引いた収益の全額を保護活動者支援に充当する。</p>	通年	町田市、 東京都 おおよ び隣の セミナー イベント 会場 オンライン 上、	5名	100

令和9年度

事業計画書

令和9年度4月1日から令和10年度3月31日まで

特定非営利活動法人いぬねこ守り手ネットワーク

1 事業実施の方針

本法人は「支援の循環と地域連携によって、人と動物が共に幸せに生きられる社会を実現する」という理念のもと、令和9年度においては、支援事業を法人活動の中核に位置づけ、規模および内容の両面で拡充することを基本方針とする。

前年度は、設立初年度として支援の仕組みづくりと関係性の構築に重点を置いて事業を実施してきた。令和9年度はこれを一段階進め、飼い主のいない犬猫の保護・譲渡に携わる個人および団体に対し、継続的かつ計画的な支援を行う体制の確立を目指す。

また、本法人が実施するペット防災事業およびペット終活事業については、単なる啓発活動に留まるものではなく、飼い主一人ひとりの「飼い主力」を高め、平時から自らの責任で命を守る社会をつくることを目的として位置づける。飼い主が備え、考え、行動できる力を身につけることは、結果として飼育放棄や緊急時の混乱を減らし、保護活動者に過度な負担が集中する構造を緩和することにつながる。

令和9年度は、保護活動者への直接的な支援と、飼い主への啓発・伴走型支援を両輪として進めることで、支援を「一時的な救済」ではなく「地域に根づいた仕組み」として定着させることを目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【2,880】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
① 飼い主のいない犬猫の保護を行う個人・団体への支援事業	<ul style="list-style-type: none">・不妊去勢手術や医療費の一部補助、フードや飼育環境整備に関する物資支援を行い保護活動者の活動の安定化と負担軽減につなげる。・保護譲渡に関する相談対応や情報共有を通じて個々の活動が孤立しない支援体制の構築を図る。	通年	東京都および近隣県	7名	保護活動者 地域住民 保護動物	6組 12名程	1,070

<p>② 動物保護に関するオンライン募金・寄付の企画・運営事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公式ウェブサイトおよびSNSを活用したオンライン募金の企画運営 ・寄付の使途・成果を明確に示す活動報告コンテンツの作成 ・定期寄付（サポーター）制度の整備・運用 ・寄付者との継続的な関係構築（報告・お礼・情報発信） 	<p>通年</p>	<p>オンライン上</p>	<p>4～5名</p>	<p>保護活動者、保護活動者を支援した市民、企業</p>	<p>直接的受益者6組 12名程 間接的受益者150名程</p>	<p>70</p>
<p>③ 飼い主のいない猫に関する不妊・去勢手術（TNR）支援 （TNR）適正管理及び環境整備事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い主のいない猫への不妊・去勢手術（TNR）支援 ・保護活動者と地域住民との連携による実施 ・適正管理に関する助言情報提供 ・周辺環境や地域トラブル未然防止に向けた簡易啓発 	<p>通年</p>	<p>町田市内および近隣地域</p>	<p>5名</p>	<p>保護活動者、地域住民、当該猫</p>	<p>20名程</p>	<p>100</p>
<p>④ 動物保護に関するボランティア育成事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護活動、預かり、譲渡支援に関する基礎講座の実施 ・ペット防災、ペット終活と連動した横断的学習 ・現場対応に必要な最低限の知識、心構えの共有 ・既存の保護活動者とボランティアのマッチングと伴走 ・オンラインを活用した学習、情報共有の実施 	<p>年3回</p>	<p>オンライン上 町田市内</p>	<p>6名</p>	<p>保護活動者、ボランティア、動物保護に関心のある個人、ボランティア希望者</p>	<p>20名程</p>	<p>110</p>

<p>⑤ ペット防災に関する啓発の企画・運営事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ペット同行避難、在宅避難をテーマとした防災セミナーの開催 ・保護活動者、専門家の知見を取り入れた実践的内容の提供 ・防災備蓄、迷子防止対策、日常の備えに関する情報発信 ・フェーズフリーの視点の啓発 	<p>年 12 回</p>	<p>東京都および近隣県オンライン併用</p>	<p>5 ～ 6 名</p>	<p>防災やペットに関する啓発者 や防災の心を持つペット飼育者</p>	<p>600 名</p>	<p>210</p>
<p>⑥ 動物の救護・保護及び探しに努める事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・終生預かりの選択肢を積極的に増やすための環境整備、面談 ・飼い主のいない犬猫の救護、一時保護 	<p>随時</p>	<p>東京都および近隣県</p>	<p>15 名</p>	<p>飼い主のいない犬猫と人お終り個人および当該動物 の保護団体および預かりを行うか個人および動物</p>	<p>30 名</p>	<p>580</p>
<p>⑦ 飼い主とのペット終生飼育に関する啓発事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ペット終活に関する啓発セミナーの開催 ・ペット終活ノート等を活用した記録・整理支援 ・単身世帯・高齢世帯を中心とした相談対応 ・必要に応じた保護活動者、支援事業との連携調整 	<p>年 6 回 随時相談対応</p>	<p>東京都および近隣県町田市内公共施設・協働団体施設等オンライン上</p>	<p>5 名</p>	<p>単身世帯の終活に関するペット飼育者 の生活にあ</p>	<p>300 名</p>	<p>440</p>
<p>⑧ 次世代への動物愛護精神の醸成及び地域の住民と交流する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に引き続き地域や既存の取り組みと連携しながら命について考えるきっかけを届ける段階的な取り組みを展開する ・他団体、学校、地域活動との連携による実施 ・地域住民を対象とした交流会、お茶会の開催 ・地域ごとの巡回型交流の開催 	<p>年 4 回</p>	<p>町田市内東京都および近隣県の子どもセンター、公民館、地域イベント会場等</p>	<p>3 ～ 4 名</p>	<p>児童生徒および保護者</p>	<p>200 名</p>	<p>300</p>

(2) その他の事業

(事業費の総費用【195】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
① 物品販売事業	・ペット防災、ペット終活に関するオリジナル物品の販売また活動紹介、啓発	通年	町田市、東京都および近隣のセミナー会場、オンライン上、協力施設等	6名	195

令和8年度 活動予算書(その他事業がある場合)

特定非営利活動法人いぬねこ守り手ネットワーク

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		120,000		0	120,000
正会員受取会費	10,000				
賛助会員受取会費	100,000				
受取入金	10,000				
2 受取寄付金		400,000		0	400,000
受取寄付金	400,000				
施設等受入評価益	0				
3 受取助成金等		500,000		0	500,000
受取補助金	500,000				
4 事業収益		980,000		100,000	1,080,000
ペット防災に関する啓発セミナー等の企画・運営事業	350,000				
動物の救護・保護及び里親探しに関する保護・譲渡促進事業	630,000				
物品販売事業			100,000		
5 その他の収益				0	0
受取利息					
経常収益計		2,000,000		100,000	2,100,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		0		0	0
給料手当	0				
役員報酬	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
(2) その他経費		1,870,000		98,000	1,968,000
会議費	80,000		18,000		
旅費交通費	170,000				
通信運搬費	20,000				
広告宣伝費	60,000				
印刷製本費	230,000		5,000		
消耗品費	210,000				
医療費	120,000				
租税公課	0				
支払寄付金	680,000		75,000		
支払手数料	10,000				
支払報酬	280,000				
雑費	10,000				
事業費計		1,870,000		98,000	1,968,000
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬	0				
給料手当	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
(2) その他経費		100,000		0	100,000
会議費	20,000				
旅費交通費	20,000				
通信運搬費	2,000				
広告宣伝費	40,000				
消耗品費	3,000				
地代家賃	0				
租税公課	10,000				
支払報酬	0				
支払手数料	5,000				
管理費計		100,000		0	100,000
経常費用計		1,970,000		98,000	2,068,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		30,000		2,000	32,000
【C】 経常外収益					
固定資産売却益	0		0		0
過年度損益修正益	0		0		0
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損	0		0		0
災害損失	0		0		0
過年度損益修正損	0		0		0
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		2,000		-2,000	0
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		32,000		0	32,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
設立時正味財産額・・・⑥					0
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥					-38,000

令和9年度 活動予算書(その他事業がある場合)

特定非営利活動法人いぬねこ守り手ネットワーク

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
[A] 経常収益					
1 受取会費		160,000		0	160,000
正会員受取会費	10,000				
賛助会員受取会費	130,000				
受取入会金	20,000				
2 受取寄附金		1,100,000		0	1,100,000
受取寄附金	1,100,000				
施設等受入評価益	0				
3 受取助成金等		800,000		0	800,000
受取補助金	800,000				
4 事業収益		1,340,000		200,000	1,540,000
ペット防災に関する啓発セミナー等の企画・運営事業	500,000				
動物の救護・保護及び里親探しに関する保護・譲渡促進事業	840,000				
物品販売事業			200,000		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息	0				
経常収益計		3,400,000		200,000	3,600,000
[B] 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		0		0	0
給料手当	0				
役員報酬	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
(2) その他経費		2,880,000		195,000	3,075,000
会議費	90,000		20,000		
旅費交通費	200,000		15,000		
通信運搬費	100,000		0		
広告宣伝費	90,000		10,000		
印刷製本費	195,000		40,000		
消耗品費	255,000		5,000		
医療費	160,000				
租税公課	0		0		
支払寄付金	1,370,000		100,000		
支払手数料	90,000		5,000		
支払報酬	270,000				
雑費	60,000		0		
事業費計		2,880,000		195,000	3,075,000
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬	0				
給料手当	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
(2) その他経費		150,000		0	150,000
会議費	35,000				
旅費交通費	35,000				
通信運搬費	0				
広告宣伝費	50,000				
消耗品費	10,000				
地代家賃	0				
租税公課	10,000				
支払報酬	0				
支払手数料	10,000				
管理費計		150,000		0	150,000
経常費用計		3,030,000		195,000	3,225,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		370,000		5,000	375,000
[C] 経常外収益					0
固定資産売却益	0				0
過年度損益修正益	0				0
経常外収益計		0		0	0
[D] 経常外費用					0
固定資産売却損	0		0		0
災害損失	0		0		0
過年度損益修正損	0		0		0
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		5,000		-5,000	0
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		375,000		0	375,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					-38,000
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥					267,000